

仕様書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新 500 円硬貨及び 1000 円紙幣が使用できること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類（ノンアルコール飲料を含む。）・たばこの販売を行わないこと。また、飲料容器は缶又はペットボトルの密閉容器とし、紙パック及びビン類は販売しないこと。
なお、商品の具体的な構成については、書面（カタログ等を添付）による甲との協議によるが、生徒の健康に配慮した商品とすること。種類としては、熱中症対策としてミネラルウォーター、無糖炭酸水、お茶、スポーツ飲料を中心に、100%果汁飲料、乳酸菌飲料、乳飲料（牛乳、豆乳等）とすること。（糖分の多い飲料（コーラ等の炭酸飲料）は原則不可。）
- (2) 商品の種類を変更する場合は、事前に甲へ書面（カタログ等を添付）を提出し、甲の同意を得てから販売すること。
- (3) 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。

【参考】R4.1月現在販売価格 110円～140円

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品等問わず設置事業者の責任で回収し、周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。

4 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、甲に提出すること。また、報告された売上実績は、甲において公表することがあること。

5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログを提出すること。